

女性の権利



「国の完全な発展，世界の福祉及び平和の大義は，すべての分野において女性が男性と同等の条件で最大限に参加することを必要としている」

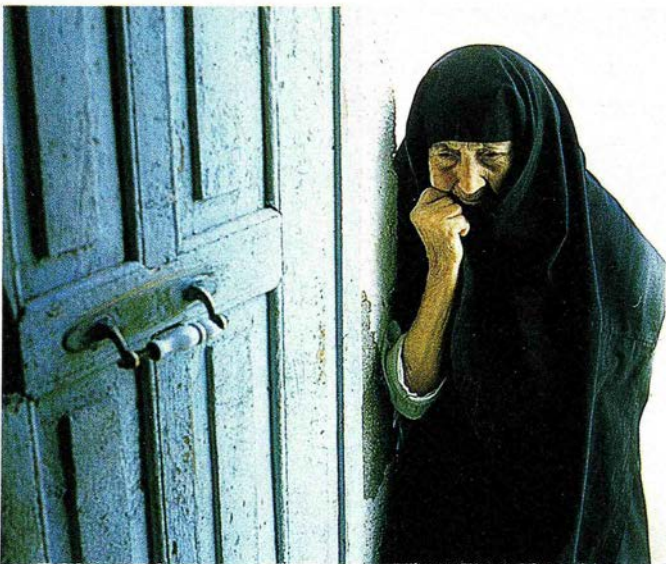
（女子差別撤廃条約 前文）

まえがき

急速に変化する世界に，新しい，女性の時代が始まった。女性の権利は常に制限を受けてきた。女性はいま，不平等に反対し，男性と同等の条件で国の発展に参加する権利を要求している。

女性の地位向上をめざした長年の努力にもかかわらず，不平等はいまだに存在している。しかし近年，多くの女性たちが，もはや政治，経済，社会生活から除外されたままではいられないと心を決め，政府もまた，性にもとづく差別によって人的資源の半分をむだにする余裕はないと考えはじめています。

男女の権利の平等は，これまで一貫して国際連合の目指すところであり，国連は婦人の地位委員会を通じて，この目標の達成のために活動してきた。同委員会は，1946年の創設以来，女性が男性と同等の権利を持たない，あらゆる領域を明るみに出すよう力を尽くし，同権の獲得のために努力してきた。こうした努力は，とりわけ，いくつかの宣言や条件となって実を結んだ。「女子に対するあらゆる形態の差別



の撤廃に関する条約」は、これらを一層強化するものであり、以下にその内容を紹介する。

国際連合の目的

国際連合の目的は、国際連合憲章の前文に、次のようにうたわれている——基本的人権と人間の尊厳および価値と男女の同権とに関する信念をあらためて確認し……。

経済社会理事会

人権に関する活動計画に責任を負う国連の機関は、経済社会理事会である。

国際連合憲章

経済社会理事会は、国連憲章第68条によって、特定の分野において理事会に助言するための委員会を設置する権限を与えられている。同理事会は1946年、女性の地位に関する問題に助言する任務の委員会として、「婦人の地位委員会」を設置した。

婦人の地位委員会

委員会の機能は、次の通りである。

——政治、経済、市民生活、社会および教育の各分野における女性の権利の促進に関し、経済社会理事会に向けて、勧告と報告を準備する。

——女性の権利の分野で直ちに行動を要する緊急の問題に関し、理事会に対する勧告を作成し、その勧告を実行するための提案を行う。

女性の権利を促進するため 委員会が行った活動の一部は、次のような一連の文書によっている。

「婦人の政治的権利に関する条約」 1952年の総会で採択された。この条約は、公職選挙権、同被選挙権、公職への就任また、公務の執行などに関して、女性は男性と平等の権利を持つ、と規定している。

(1984年末現在、批准及び加入91カ国。日本も加入している。)

「既婚女性の国籍に関する条約」 1957年総会で採択された。外国籍の男性と結婚しても、女性の国籍は、自動的に変わってはならないと規定している。(1984年末現在、批准及び加入54カ国)。また1962年に採

択された別の条約は、両性が自由意志で合意しない結婚は法的に無効である、と指摘している。(1984年末現在、批准および加入34カ国)

「女性に対する差別撤廃宣言」 1967年の総会で採択され、国や人の区別なく、達成すべき共通の基準を示している。この宣言は、法的に義務を負わせるものではなかった。このため女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する、法的拘束力のある条約作成作業が、1974年に開始され、1979年の総会でこの条約が採択された。

婦人の地位委員会は、世界中で平等を目指す女性たちの地位がどれだけ向上しているかを検討し、その目的にかなった条約を起草するために、1年おきに開かれる。委員会は、これまで法律上、あるいは実際上の女性の地位を改善するための勧告を作成してきた。

この委員会は、1975年を国際婦人年とするよう勧告。同年、国際婦人年世界会議がメキシコ市で開かれ、男女の平等の原則と発展、平和への貢献を内容とする「メキシコ宣言」を採択した。同時に女性の地位向上に向けてのガイドラインと目標を親定する「世界行動計画」を定めた。世界会議はまた、1975年から1985年を「婦人の十年」とするよう勧告、世界行動計画を実現するために活動を継続するよう呼びかけた。

「国連婦人の十年」世界会議は、1930年コペンハーゲンで開かれた。1975年に設定された目標に向けての進展を見直し、同十年の後半期の行動プログラムを採択して、行動の優先分野を具体的に示した。

もう一つの世界会議は、十年の終わりにあたる1985年7月ケニアの首都ナイロビで、1975年以来の成果を検討し、さらに何をなすべきかを決めるために開催される。

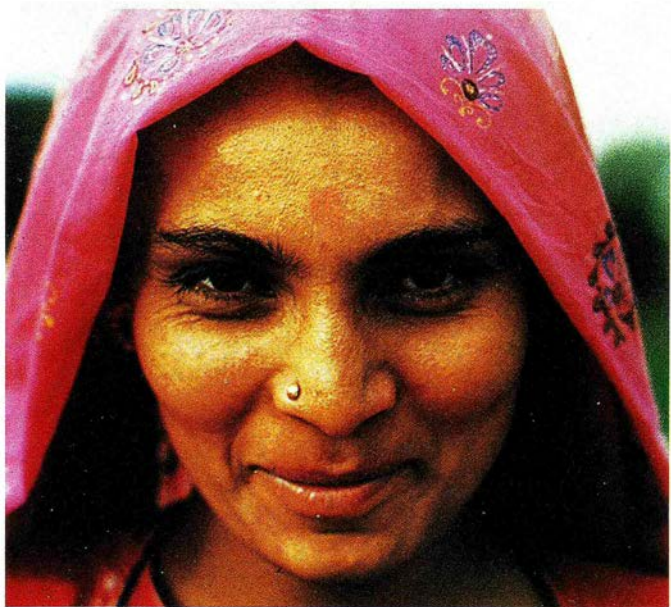
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約は、前文と30条から成る。第1条から第16条は、この条約の締約国がとるべき具体的行動を取り上げている。一方、第17条から第30条は、締約国が条約を実施するためにとるべき手続きについて述べている。

前 文

前文において、この条約の締約国は、国際連合憲章、世界人権宣言、国際人権規約および、男女の権利の平等を促進する国連関係の各機関によって採択された国際条約、決議、宣言、勧告などに掲げられている諸原則を、あらためて確認している。

締約国は、こうした国際的な文書にもかかわらず、女性に対する差



別が依然として続いていることに、憂慮を表明している。

締約国は、女性に対する差別は、権利の平等の原則および人間の尊厳の尊重の原則に違反するものであり、女性が男性と同等の条件で自国の政治的、社会的、経済的および文化的生活に参加する上で障害になることを、想起している。

差別はまた、社会および家族の繁栄の促進を阻害すると同時に、国および人類に貢献する女性の潜在能力を十分に発揮することを困難にしている。

締約国は、貧困の状況のなかでは、女性たちが食糧、健康、教育、職業訓練および職その他の必要を満たすことができずに苦しんでいる事実を憂慮している。

締約国は、新国際経済秩序の確立が先進国と発展途上国の間に広がる格差を縮少し、男女間の平等の促進に大きく貢献することを確信している。

締約国は、アパルトヘイト並びにあらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国の占領と支配および内政干渉を排除することが、男女の権利の完全な行使に不可欠であることを強調している。

彼らは国際平和と安全の強化、国際間の緊張緩和、あらゆる国家の相互協力、全面完全軍縮、特に核軍縮、あらゆる民族の自決と独立の

権利にもとづいた社会の進歩と発展の促進が、男女間の完全な平等の達成に貢献することを確認している。

締約国は、国の完全な発展、世界の福祉および平和の大義は、すべての分野において女性が男性と同等の条件で最大限に参加することを必要とすることを確認している。

締約国はまた、家族の福祉および社会の発展に対する、女性の偉大な貢献がこれまで十分に認められていなかったこと、そして児童の養育には両親の責任分担が必要であることを明記している。

さらに締約国は、社会における男性の伝統的な役割および女性の役割を改革することが、男女間の完全な平等の達成に必要であることを認識している。

差別（第1条）

女性に対する差別とは、性にもとづくあらゆる区別、排除または制限であり、政治、経済、社会、文化、市民生活その他のいかなる分野においても、結婚しているか否かを問わず、男女の平等を基礎として、女性が人権および基本的自由を認識し、享受しまた行使することを阻害し、無効にする力または目的をもつものと定義する。





平等の権利（第2—16条）

これらの条文は、政治的、公的生活、国籍、教育、雇用、健康、経済・社会生活、法律および結婚と家族における男女の平等の権利を保障するためにとるべき措置をとりあげ、農村女性に特有の問題に考慮を払っている。

政策的措置（第2条）

女性に対するあらゆる形態の差別を非難し、締約国は次のことに合意、約束した。

- 自国の憲法、民法その他の法令に男女平等の原則を具体化し、平等の原則の実現を確保する。
- 女性に対するすべての差別を禁止する、適当な立法を行う。
- 裁判所等の公的機関によって、女性があらゆる差別から法的に保護されるよう、保障する。
- 公的機関および施設が、女性に対するいかなる差別行為や差別的慣行も差し控えることを保障する。
- 個人、または企業によるあらゆる女性差別行為を撤廃することを確実にする。

- 女性を差別するあらゆる既存の法律、規則、慣習および慣行を廃止する。
- 女性を差別するすべての刑罰規定を廃止する。

基本的人権と基本的自由の確保（第 3 条）

男性との平等を基礎とする女性の基本的人権と基本的自由を保障することを目的として、締約国は法律に必要な変更を加える。

特別措置（第 4 条）

男女の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置と母性保護を目的とする特別措置は、差別とみなしてはならない。

性別による役割（第 5 条）

すべての締約国は、次の措置をとる。

- 男女のいずれかの劣等性または優越性の観念または男女の定型化された役割にもとづく、あらゆる慣行の撤廃を実現する。
- 家庭教育は、男女が児童の養育において共通の役割を分担することを教えるよう、確保する。

売春（第 6 条）

あらゆる形態の女性の売買および女性の売春からの搾取を禁止するため、立法を含む、すべての適当な措置がとられるべきである。

政治的および公的生活（第 7 条）

女性は、男性と同等の条件で、自国の政治的、公的生活に参加するものとし、かつ、次のような権利を有する。

- あらゆる選挙および国民投票（public referenda）に投票する権利およびすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利。
- 政策の決定に参加する権利およびすべての段階の公職に就く権利。
- 国の公的並びに政治的生活にかかわる非政府機関に参加する権利。

代表権（第8条）

女性はすべての国際的なレベルで、自国政府を代表し、かつ国際機関の活動に参加する機会を与えられる。

国籍（第9条）

女性には、国籍を取得し、変更しまたは保持する権利を男性と同等に有する。子の国籍に関しても、男性と同等である。特に外国人との結婚によって、女性が夫の国籍を強制されてはならない。

教育（第10条）

女性には、特に次のような分野において、男性と平等の権利を認められる。

- 進路および職業指導。
- 教育課程、試験、資格を有する教職員、学校の施設の質。
- 男女共学と定型化された男女の役割概念を撤廃するための教科書改訂。
- 奨学金その他の修学補助金。
- 識字学級などを含む教育の継続。
- 女子学生の中途退学率の減少。
- スポーツおよび体育に積極的に参加する同一の機会。
- 家族計画への助言を含む、家族の健康と福祉を確保するための情報を得る機会。

女子差別撤廃条約の全文（アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語による）は、下記に手紙で申込みば、入手できる。

Branch for the Advancement of Women
Room E-1277
Vienna International Center
P. O. Box 500
A-1400 Vienna, Austria

この小冊子の原文は、国際連合国際経済社会問題局の社会開発人道問題センター（在ウィーン）の「婦人の地位向上部」が日本政府からの拠出金により刊行したもので、日本語版も同資金によって製作した。

転載、複製は自由だが、出所（国連社会開発人道センターの婦人の地位向上部）を明記のこと。

雇用（第11条）

雇用の分野における女性差別を撤廃し、次のような権利を保障するため、措置がとられるべきである。

- 労働の権利。
- 男性と同一の雇用機会についての権利。
- 職業を自由に選択する権利。昇進、雇用の保障、勤務にかかわるすべての手当および条件についての権利。職業訓練と実習。高度職業訓練および定期訓練を含む再訓練についての権利。
- 同一価値の労働についての同一報酬（諸手当を含む）および労働の質の評価についての取り扱いの平等。
- 社会保障の権利。
- 労働条件にかかわる健康の保護および安全についての権利。

締約国は、結婚または母性を理由とする女性差別を防止するため、次のような適切な措置をとる。

- 妊娠、母性休暇または婚姻を理由とする解雇の禁止。
- 給料またはこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ現職、先任順位または社会的手当を失うことなく母性休暇を導入する。
- 親が家庭の義務と労働の責任を両立させることを可能にするため、社会サービス、特に保育施設の提供を奨励する。
- 妊娠中の女性に有害であることが証明されている業務においては、女性に特別の保護を与える。

この項で述べた保護立法は、最新の知識に照らして定期的に検討され、修正を加えられるべきである。

健康（第12条）

家族計画を含む保健サービスへの平等な機会を女性に保障し、保健の分野における差別を撤廃するため、措置がとられるべきである。

妊娠、出産、産後期の女性に対し、必要な場合には無料で、適切な便宜が供与されるべきである。同時に妊娠中及び授乳期間中には、適当な栄養を供給する。

経済的、社会的給付（第13条）

女性は、男性との平等を基礎として、次のような権利を有する。

- 家族手当についての権利。
- 銀行貸し付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利。
- レクリエーション活動、スポーツおよびあらゆる面で文化的生活に参加する権利。





農村女性（第14条）

農村地域の女性に特有の問題および農村女性が家族の生活のために経済的に果している無報酬の労働を含めた特別の役割について、考慮が払われなければならない。このため、以下の権利が要求される。

- あらゆる段階の開発計画の作成および実施に参加する権利。
- 家族計画の情報、カウンセリング、便宜を含む適当な保健施設を利用する権利。
- 社会保障計画から直接に利益を受ける権利。
- 技術的熟練の増進を含むあらゆる形態の訓練および教育を受ける権利。
- 収入を生み出すために、自立グループや共同組合を組織する権利。
- あらゆる地域活動に参加する権利。
- 信用および貸し付け、市場施設、適正な技術、土地と農地の改革、並びに土地の再定住計画における平等な待遇に対する機会を得る権利。
- 特に住居、衛生、電力および水の供給、交通と通信に関し、適切な生活条件を享受する権利。

法律（第15条）

次のような領域で、女性は、法の前に男性と平等である。

男性と同一の法的能力および契約の締結、財産の管理、裁判手続

きに関してその法的能力を行使する同一の機会

- 女性の法的能力を制限するあらゆる契約およびその他の私的文書は無効と宣言される。
- 女性は自由に移動し、その居住および住所を自由に選択することができる。



婚姻と家族（第16条）

女性は結婚および家族関係に関し、特に次の事項について、男性と同等の権利と責任を有する。

- 結婚する権利。
- 配偶者を選ぶ権利。
- 結婚期間および結婚を解消する際の同一の権利と責任。
- 結婚しているか否かを問わず、親として同一の権利と責任。
- 子の数および間隔を自由に選択し、この権利の行使を可能にする情報、および手段を得る機会。
- 児童の保護、後見、信託および養子縁組に関する権利と責任。
- 家族の姓および職業選択の権利を含む、夫と同等の個人的権利。
- 財産の所有、取得、運用、管理、享受および処分に関する同一の権利。

結婚のための最低年齢が定められ、公の登録所への結婚登録が義務づけられる。

女子の差別撤廃委員会（第17条—22条）

締約国が条約のもとに引き受ける義務は、国が条約を批准した後でできる限り速やかに——国によっては批准と施行の間に準備期間を設けるが——実施されるべきことを意図している。この条約の実施によってもたらされた歩みを検討するために、この条約の効力発生（1982年4月16日）の後、「女子の差別撤廃委員会」（Committee on the Elimination of Discrimination Against Women-CEDAW）が設置された。締約国は、高潔、かつ条約の対象とする分野に能力を有する23人の専門家を選出する。この専門家は締約国の政府により指名されるが、個人の資格で職務を行う。委員会の委員は4年の任期で選出され、役員は2年の任期で選出される。

締約国は、少なくとも4年ごとに、この条約の規定を実施するためにとった措置について委員会に報告することを約束する。委員会は毎年、締約国から得た情報にもとづき、締約国の進歩を検討するため、2週間を会期として会合を開く。

条約の運営（第23条—30条）

この条約の運営の詳細は、条約第23—30条に述べられている。

* * * * *

人権とは——？

人権とは、人々が知性や良心の資質を完全に発達させ、精神的な要求を満たし、健康かつ幸福であるにふさわしい生活水準を享受し得る生活の条件を意味するもので市民的、政治的、経済的、社会的、そして文化的なすべての条件を含む。

人権は、すべての人がその尊厳と価値を尊重、擁護されて生活を営むべきである、という信念にもとづいている。

人権は、男、女、児童といったあらゆる人の日常生活に影響を及ぼしている。

社会の長い発達の過程で、何世紀もかけて成熟してきた市民的、政治的なものと呼ばれる伝統的な権利がある。そして、もっと後になって認められた、経済、社会、文化的な諸権利がある。しかし、これらのすべてが人権であり、互いに切りはなすことはできない。

市民的、政治的な権利とは——？

市民的、政治的な権利は、個人の生命、自由、安全にかかわっている。人は隷属させられてはならず、人道に反し品位をおとしめる方法や拷問によって罰せられてはならない。あらゆる人は、法の前に平等である。何人も不当に逮捕され、追放されてはならない。もし犯罪を告発されれば、あらゆる人が公平な事情聴取を受ける資格を有し、有罪が証明されるまでは無実とみなされねばならない。

個人生活、家族、家庭、通信の自由は恣意的な干渉から保護されなければならない。

迫害を受けた場合には、あらゆる人にとって他国に庇護を求めることが可能であるべきである。あらゆる人は、国籍についての権利を有する。あらゆる人は結婚し、家庭をつくることができ、家族は保護される資格を与えられるべきである。あらゆる人は、財産を所有する権利を有する。

市民的、政治的な権利はまた、基本的自由——思想、良心、信教の自由、表現の自由、平和的集会に参加し、例えば労働組合に関係するといった集会、結社の自由——を含んでいる。

あらゆる人は、選挙や公職につく平等の機会を通じて、自国の政府に参加する権利を享受すべきである。

経済的、社会的および文化的な権利とは——？

これらの諸権利は、労働の権利、職業を自由に選択する権利、公正かつ有利な労働条件を求める権利、失業に対して保護される権利を含む。

あらゆる男女は、同一の労働について同一の報酬を受ける権利を有する。

すべての人は、休息と余暇の権利を有する。

適切な生活水準および十分な食糧、衣服、住居に対する手段、医療、社会サービス並びに社会保障は、また別の基本的な人権である。

母親と児童は、特別の配慮と援助を受ける資格がある。

あらゆる人は、教育を受ける権利および地域の文化生活に参加する権利を持つべきである。

それが私達の権利だと、誰が言うのか？

人権という概念は、何世紀もの長い年月をかけて発達してきており、多くの国々で、その法令、憲法、民法に組み入れられている。国連は、国連憲章と世界人権宣言にその尊重をうたい、多くの条約と宣言でそれを再確認してきた。

締約国とは——？

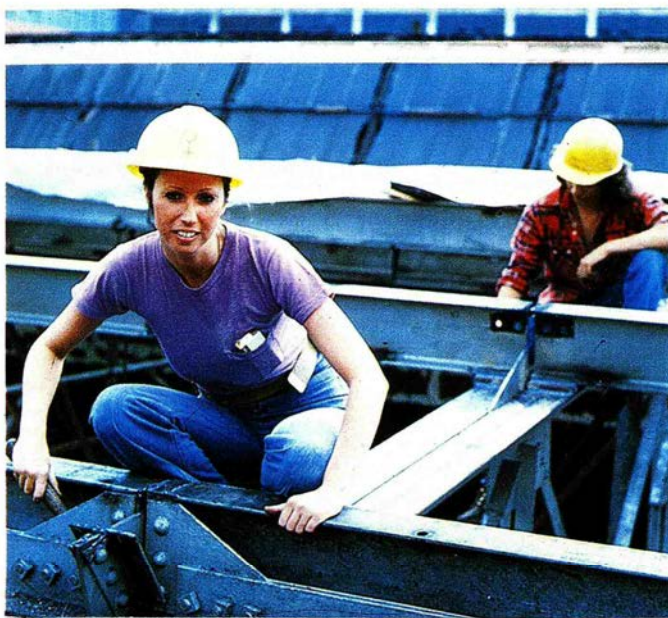
条約を批准するか、または加入した国のことである。

条約を批准または加入するとは——？

「条約法に関するウィーン条約」第2条によれば、批准と加入は、それぞれ、国際的な段階で、国家がそれによって条約に拘束されることに同意する証しの行為である。

条約の署名国とは——？

条約の内容に賛同し、国内法をそれに適合させる意図を持つ国のことである。しかし、条約に署名した国が、必ずしもその規定を実施する必要はない。



女子の差別撤廃委員会メンバー

任期1986年まで（12名）

Ms. Aleksandra Pavlovna BIRYUKOVA（ソ連）

Ms. Irene R. CORTES（フィリピン）

Ms. Farida Abou EL-FETOUB（エジプト）

Ms. Muvsandanzangyn IDER（モンゴル）

Ms. Zagorka ILIC（ユーゴスラヴィア）

Ms. Vinitha JAYASINGHE（スリランカ）

Ms. Raquel MALEDO DE SHEPPART（ウルグアイ）

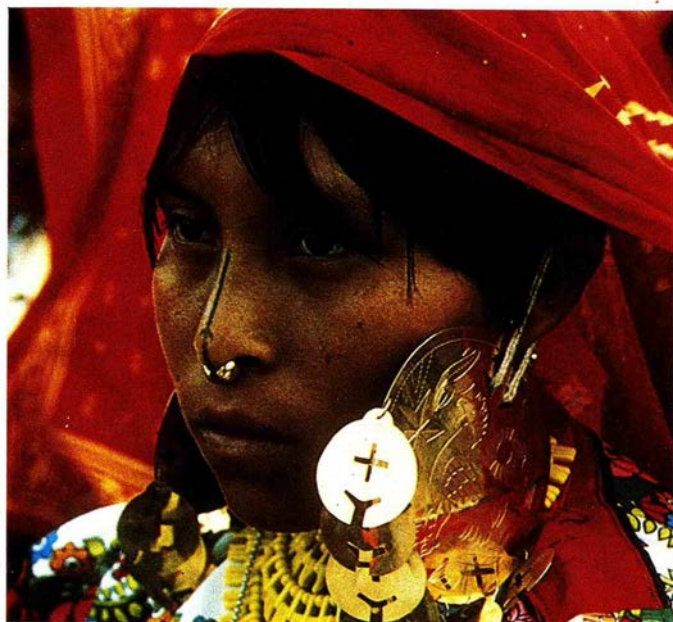
Ms. Gian MINQUIAN（中国）

Ms. Landrada MUKAYIRANGA（ルワンダ）

Ms. Vesselina V. PEYTCHEVA（ブルガリア）

Ms. Maria REGENT-LECHOWICZ（ポーランド）

Ms. Lucy SMITH（ノルウェー）



任期1988年まで（11名）

Ms. Elizabeth EVATT（オーストラリア）

Ms. Marie CARON（カナダ）

Ms. Esther VELIZ DIAZ DE VILLALVILLA（キューバ）

Ms. Kongit SINEGIORGIS（エチオピア）

Ms. Edith OESER（東独）

Ms. Chryssanthi LAIOU - ANTONIOU（ギリシア）

Ms. Desiree P. BERNARD（ガイアナ）議長

Ms. Aida GONZALES MARTINEZ（メキシコ）

Ms. Alma MONTENEGRO DE FLETCHER（パナマ）

Ms. Maria Margarida DE REGO DE COSTA SALEMA
MOURA RIBEIRO（ポルトガル）

Ms. Margareta WADSTEIN（スウェーデン）



個人の行動のための提案

一人一人の女性が、条約に盛られた自分の権利を、理解すべきである。ひとたび理解すれば、女性はその権利を自分自身および他の女性のために推進できるだろう。たとえば、もし自国の政府がこの条約を批准、または加入していないとしたら、それを促すことができる。女性が最も影響力をもつ地域社会で活動することもできる。もし条約に数え上げられている権利が尊重されていないならば、自分自身でまたは女性のグループと共に行動することで、その状況を改善するよう努力することができるだろう。

私達はまた、学校で女性の権利について教えるよう、また地域の新聞や雑誌で女性について書くように促すこともできる。

女性の権利の推進は、女たちがさまざまな民間組織を通して働きかければ、より大きな効果を期待できる。

地域社会と国の責任は別として、一人一人の女性は、国連が女性の権利を向上させるために活動していることを理解し、その活動を他の人に知らせることができよう。

女性の権利についての共通の基準が全世界に認められるまでは、女性は社会のすべての分野で、すべての段階で、男性と真に平等ではあり得ないだろう。そして女性が男性との平等を手にしにない限り、社会の発展に完全に参加し、平和という重要な、世界の目標を達成することはできない。

1985年3月

国際連合広報センター

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館22階

〒107 電話(475)1611~4